

問題

① 日本国憲法の構成について、下の資料中の A~J にあてはまる語句やことばを、() の中から1つずつ選んで書きなさい。

日本国憲法の構成

第1章	A
第2章	B
第3章	C
第4章	D
第5章	E
第6章	F
第7章	G
第8章	H
第9章	I
第10章	J
第11章	補則

(改正 国民の権利及び義務 国会 最高法規 財政 司法
戦争の放棄 地方自治 天皇 内閣)

①	A		B		C	
	D		E		F	
	G		H		I	
	J					

② 次の文は、日本国憲法の前文である。() の中の a~p にあてはまる語句やことばを { } の中から1つずつ選んで書きなさい。

日本国民は、正当に (a) された (b) における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて (c) のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び (d) の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が (e) に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、(e) の厳粛な信託によるものであつて、その権威は (e) に由来し、その権力は (e) の代表者がこれを行使し、その福利は (e) がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、(f) を念願し、人間相互の関係を支配する (g) を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の (h) に信頼して、われらの (i) を保持しようとして決意した。われらは、平和を維持し、(j)、(k) を地上から永遠に除去しようとして努めてゐる国際社会において、(l) を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく (m) から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、(n) の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、(o) を維持し、他国と (p) に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの (g) と目的を達成することを誓ふ。

{ 国民 国会 自由 選挙 戦争 政治道德 対等関係
 圧迫と偏狭 安全と生存 恐怖と欠乏 恒久の平和 公正と信義
 自国の主権 崇高な理想 専制と隷従 名誉ある地位 }

②	a		b		c		d
	e		f		g		h
	i		j		k		l
	m		n		o		p